

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、奈良県知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年2月16日

奈良県監査委員	齋藤 信一郎
同	森田 康文
同	田尻 匠
同	小林 誠

監 査 実 施 年 月 日		令和 2 年 5 月 2 5 日
部局及び所属名	監 査 結 果	措 置 の 内 容
地域振興部観光局 観光プロモーション課 ならの観光力向上課	<p>(1)ビューローに対して支出した補助金、負担金等に係る事務の執行</p> <p>① ビューローが県に対し提出した実績報告書の収支決算書の記載内容とビューローの総勘定元帳の記載内容との突合を行ったところ、6件の補助金等について、科目の記載金額等が相違しているなどの事態が見受けられた。しかし、実績報告書の提出を受けた県観光プロモーション課及びならの観光力向上課は、実績報告書の審査に当たり、収支決算書の数字及び内容を、支出証拠書類等の提出を受けるなどして、これらにより確認すべきであったのに、いずれの補助金等についても上記のような方法により適切に確認を行わないまま、補助金額の確定を行っていた。</p> <p>② ビューローが県に対し提出した「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン事業負担金の実績報告書の収支決算書には、事業区分と決算額とした額とが記載されているのみで、事業内容、経費の内訳等は全く記載されていなかった。このため、県負担金を財源として具体的にどのような事業を実施したのか、その事業に要した額はいくらかなどについて把握することができない状態となっていた。</p> <p>③ 補助金交付要綱において、補助対象経費は「観光事業の振興並びにコンベンションの誘致及び支援等に関する事業に要する経費」とし、負担金交付要綱において、負担対象経費は「ビューローの事業に要する経費」としており、また、交付申請書及び実績報告書に、事業内容や事業ごとの経費を具体的に記載することを求めていなかった。しかし、このような記載方法では、ビューローが行う事業のうち、県が補助金等を交付すべき事業か、ビューローが自主事業として行うべき事業かを客観的に判断できない状態となっていた。また、決算額として報告された額が、事業に要した経費に該当するのか、交付対象経費として適切か検証することができない状態となっていた。</p>	<p>① ビューローに対して、補助金等の実績報告書及びこれに添付する収支決算書等の関係書類に、実態を反映して、適正に記載することを指導する。</p> <p>② ビューローから事業内容や経費内訳がわかる書類を提出させ、内容や金額の審査を行った上で、額の確定を行うことを徹底する。</p> <p>③ 補助金交付要綱及び負担金交付要綱において、交付対象事業の内容及び経費を明確化、交付申請書及び実績報告書の事業内容や事業ごとの経費の記載、実績報告書の内容や金額を確認するための提出書類の範囲等について定めることを検討する。 交付要綱については、補助対象経費の明確化及び交付対象事業内容の把握並びに収支決算・事業報告のための提出書類の追加の改正を令和2年6月1日付で実施。</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措 置 の 内 容
	<p>④ 補助金等の事業について、事業内容の変更や経費の配分の変更が生じていたのに、ビューローは適時に変更承認申請書を県に提出せず、知事の変更承認を受けていなかった。平成30年1月の監査委員監査において、県観光プロモーション課に対する注意事項として、補助金等の変更承認申請が適切に行われるよう、補助事業者への指導及び周知に努めることなどを求めているのに、ビューローに対する補助事業の進捗状況の確認や、指導、周知が十分ではなかったと認められる。</p> <p>(2) 再委託された委託契約等に係る事務の執行</p> <p>① 奈良県観光キャンペーン業務委託契約書において、「業務の全部又は一部の実施を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲（県）の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」と定めているのに、ビューローに対し再委託されていた業務について、県は受託業者から再委託の報告を受けておらず、再委託の状況を把握していなかった。このため、承諾の要否を検討していなかった。また、承諾が必要な再委託に該当しない業務があるのであれば、あらかじめ、その範囲を明確にしておく必要があったのに、その範囲を明確にしていなかった。</p> <p>② 奈良県外国人観光客交流館運営管理業務委託について、平成29年度末に、県、受託業者及びビューローの3者で、県を通じて受託業者からビューローに対して支払う旅行カウンター運営に係る経費の範囲に、旅行商品企画に係る経費を含めて支払うことについて協議し合意していたのに、その合意した内容を本業務委託契約書の仕様書や上記3者の覚書の内容に反映していなかった。</p> <p>また、旅行カウンターに係る経費について、ビューローが「旅行カウンター事業」の費用として経理して計上していなかったことから、実際に業務の実施に要した額がいくらであるのか検証できない状態となっていた。</p>	<p>④ ビューローに対して、補助金等の交付要綱等に定める事業内容の変更や経費配分の変更が生じたときは、適時に知事の変更承認申請を行い、知事の承認を受けることを周知徹底するよう指導する。</p> <p>① 受託業者が、県の承諾を得ないまま、承諾が必要な再委託を行っていないか、適切に確認するために、受託業者から再委託の状況を含めた事業の実施状況の報告を適時に受ける。また、承諾が必要な再委託に該当しない範囲について、明確化することを検討する。</p> <p>② 仕様書等の内容を十分検討して適切な内容とした上で委託契約等を締結することについて、組織として十分認識するよう周知し、徹底する。</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措 置 の 内 容
	<p>③ 精算を予定している委託契約の完了確認に当たり、事業完了報告書、精算内訳書等については確認を行っていたものの、精算内訳書の金額の根拠を確認するために必要な支出証拠書類等の内容確認を全く行っていなかった。</p>	<p>③ 実績報告書の審査に当たり、支出証拠書類等により確認すべき項目、内容、確認方法等を明確にすることを検討する。また、上記の確認すべき項目、内容、確認方法等に則って、支出証拠書類等により、実際に業務の実施に要した経費を適切に確認することを徹底する。</p>

監 査 実 施 年 月 日		令 和 2 年 5 月 2 5 日
団体名	監 査 結 果	措 置 の 内 容
一般財団法人 奈良県ビ ジターズビ ューロー	<b>(1)内部統制に係る事項について</b>	
	<b>(理事会及び評議員会の運営等)</b>	
	① 定款において、理事会で業務の執行状況の報告を、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上行うこととしているが、平成30年度では報告は1回のみであり、報告の回数が不足していた。 (合規性)	① 定款に基づく業務執行状況の報告を年2回を実施した。 (開催日： R2.5.29、R2.12.1)
	② 評議員会の書面評決における書面決議書について、日付が記入されていないものが調査した14件のうち9件見受けられた。 (透明性)	② 評議員会の書面決議書はもとより、文書への日付の記入は徹底する。
	<b>(定款及び会計規程に定める手続等)</b>	
	③ 定款により定めることとなっている評議員会規則及び理事会規則を定めていなかった。 (合規性)	③ 評議員会規則 (R2.9.30施行) 及び理事会規則 (R2.9.9施行) を新たに制定した。
	④ 定款において、「その事業年度をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事総数の3分の2以上の決議を得なければならない」としており、5,000万円の借入について、理事会で承認の決議を得なければならなかったのに、理事会で決議を得ていなかった。 (合規性)	④ 借入金は、理事会の決議事項として理事会規則にも規定し手続きを徹底する。
⑤ 会計規程において、「予算の補正を必要とするときは、理事長は補正予算案を作成して、理事会及び評議員会の承認を得なければならない」としているが、平成30年度の当初事業計画に予算が計上されていなかった自主事業であるアンテナショップ事業及び国庫補助事業の実施に当たって、予算の補正のために必要な理事会及び評議員会の承認を得る手続を執っていなかった。 (合規性)	⑤～⑥ 会計規程に基づき、予算の補正や債務負担行為の必要な承認手続き等を徹底する。	
⑥ 会計規程において、「翌年度以降にわたる契約は、債務負担行為として定めているもののほか、締結することができない」としているが、債務負担行為の手続を執らないまま、翌年度にわたる契約を締結していた。 (合規性)		
<b>(現金の取扱い)</b>		
⑦ 会計規程において、「出納責任者は、毎日、出納締切後、現金の残高と現金出納簿の残高を照合しなければならない」とし	⑦ 現金出納簿の残高確認の記録を毎日残すとともに、出納責任者を地域づくり部長と定め、事後的に検証している。	

ているが、出納責任者である総務課長が照会したことを明らかにする記録はなかった。このため、出納責任者が適時適切に照会したのか事後的に検証することができない。  
(合規性、透明性)

⑧ 会計規程において、立替払の取扱を規定していないが、職員がやむを得ず立て替えて支払った経費を精算し、手許現金から支出している事例が見受けられた。  
(透明性)

⑧ 会計規程で立替払を定めた。今後は適切な経理処理を徹底する。

**(公告の方法)**

⑨ 定款において、「当法人の公告は、官報に掲載する方法による」としているが、委託事業者の公募の公告を、官報に掲載する方法により公告せずにホームページでの閲覧としていた。  
(透明性)

⑨ 公告の方法をホームページに掲載するように定款で定めた。(R2.9.30改正)

**(給与の支給)**

⑩ 職員6名に対して、基本給として、月給給料表に定めていない額を支給していたり、年俸で給料を支給していた職員6名に対して、年俸給料表に定めていない金額を支給していた。  
(透明性)

⑩ 職員給与規程の給料表にもとづく給料を全ての職員に支給している。

**(契約に係る事務処理)**

⑪ 委託契約の契約書は確認できたものの、契約締結伺、仕様書等はなかった。このため、事業執行の意思決定過程を事後的に検証することができない。  
(透明性)

⑪～⑬ 契約手続き等において、意思決定過程の不備がないよう副理事長以下のチェック体制を整えた。また必要な書類の添付、保管を徹底する。  
(R2.12.1会計規程の改正)

⑫ 委託契約書において、「実績報告書作成などの提出義務は無いものとする」としていたことから、業務が完了した旨記載された業務完了報告書の提出は受けていたものの、どのような営業活動や誘客活動を行ったのか、適正に履行されたのかを確認するために必要な書類が添付されていなかった。  
(合規性、透明性)

⑬ 契約書において、契約期間が平成30年3月1日から平成31年3月31日となっており、本来は、平成30年4月1日からとすべきであったのに、誤って平成30年3月1日からとしていた。  
(合規性)

**(書類、資料の作成、保管等)**

⑭ 視察に係る旅費交通費について、参加者、行程、視察結果等を確認できる書類はなかった。このため、旅費交通費の

<p>支払が視察の実施状況に応じて適正なものとなっているか事後的に検証することができない。 (合規性、経済性、透明性)</p>	
<p>⑮ 物品の納品書やビューローが委託業務の履行について検査した結果を記載する作業完了検査書等の書類はなかった。このため、納品、作業完了の確認の適否について、事後的に検証することができない。 (合規性、透明性)</p>	<p>⑭～⑯ 会計規程で支出伺の手続きを定め、副理事長以下、会計責任者や経理担当者による内部管理体制を整えた。支出に必要な書類等について整理するとともに証拠書類の保管を徹底する。 (R2. 12. 1会計規程の改正)</p>
<p>⑯ 県の補助事業の補助対象経費として、食事代を計上していたが、誰の食事代が明らかにする根拠資料はなかった。このため、食事代を補助対象経費として計上したことの適否について事後的に検証することができない。 (透明性)</p>	
<p>⑰ 委託契約について、プロポーザル方式により業者選定を行ったと説明しているが、選定審査委員会の資料はなかった。このため、業者選定が適切に行われたのか事後的に検証することができない。 (合規性、透明性)</p>	
<p>⑱ 業務委託業者選定審査会の議決書について、審査年月日が空欄となっており、また、契約日が平成30年6月1日であるのに、見積書の日付が平成30年7月11日となっていた。これらの理由を明らかにする資料がなく、事務手続が適正に行われたのか事後的に検証することができない。 (合規性、透明性)</p>	<p>⑰～⑱ 事務執行において、副理事長や会計責任者による内部管理体制を整えた。業者選定が事後的に検証できるよう関係書類の保管を徹底する。 (R2. 12. 1会計規程の改正)</p>
<p>については、事務手続や事務処理が適正に実施されるよう、また、組織として透明性が確保され、説明責任が十分果たされるよう、次のような措置を講じる必要があると認められる。</p> <p>① 定款や会計規程等を遵守することの必要性について、法人全体の共通認識となるよう十分周知して、定款や会計規程等に従って適正に事務手続を行うことを徹底すること。(上記の①～⑦、⑨、⑬の事態)</p> <p>会計規程に立替払の取扱について、規定を設けることを検討すること。(上記の⑧の事態)</p> <p>給与の支給の透明性を十分確保できるよう、月給給料表や年俸給料表を見直し、</p>	<p>◎ 定款や会計規程等を遵守するため、コンプライアンス改善策に関する取組状況をプログレスレポートにまとめ、役員及び職員に定期的に共有している。</p> <p>◎ 会計規程を改正し立替払を定めた。 (R2. 12. 1改正)</p> <p>◎ 給与規程を整備し、給料や手当の支給基準を明確化した。現在、全ての職員</p>

<p>これらに従って給与を支給すること。(上記の⑩の事態)</p> <p>事業の実施状況、履行確認、事業執行の意思決定過程等を事後的に検証することができるようにするために、作成すべき書類、資料の範囲、作成手順、保存期間、廃棄する際の決裁等の手順等が明確になるよう、諸規程の見直しを検討すること。見直した諸規程類に則って適正に事務処理、書類、資料の作成、保管等を行うことについて、職員が十分認識するよう周知して、徹底すること。(上記の⑪、⑫、⑭～⑱の事態)</p>	<p>は、給料表に定める額で支給しており、引き続き適正な支給を徹底する。 (R2. 12. 1改正)</p> <p>◎ 適切な文書取扱いに関するルールを定めた文書取扱規程を制定し、書類保管に努める。</p> <p>◎ 契約事務や支出手続きについて、副理事長以下、会計責任者や経理担当までのチェック体制を整え、意思決定過程に必要な書類を周知し、職員の認識を高める。</p>
<p><b>(2)財務諸表について</b></p> <p>① 平成30年度の決算について、平成30年度事業報告書における正味財産増減計算書の記載金額(決算額)が総勘定元帳の金額と相違しているものが12科目見受けられた。しかし、決算時の決算整理の記録は残されていなかった。このため、どのように決算整理を行ったのかが明らかでなく、会計帳簿の誤り等が適正に修正されたのか事後的に検証することができない。(正確性、透明性)</p> <p>② 事務所の電話代等の事務的な経費を、一部の事業に偏って配分し費用として計上していた。しかし、どのような考え方に基づいて事務的な経費を各事業の費用として配分して計上したのか、その計算過程等を示す書類はなかった。このため、適正な配分となっているのか事後的に検証することができない。(正確性、透明性)</p> <p>③ 1件の支払の額を複数の事業に配分して費用として計上しているものが見受けられた。しかし、配分した額の算出過程等を明らかにする資料はなかった。このため、適正に配分して費用として計上したのか事後的に検証することができない。(正確性、透明性)</p> <p>④ 受託料として支払を受けた受入額を事業の収益として計上していたが、業務の実施に伴い発生した経費を、当該事業の費用として計上していなかった。このため、事業ごとに収益と費用が適切に整理された状態が表示されていないことから、財務諸表の表示から会計のセグメン</p>	<p>① 総勘定元帳と正味財産計算書が比較し易いように記載内容を改めた。財務諸表の正確性及び透明性を高めるため、決算整理の過程などの記録を残すよう徹底する。</p> <p>② 複数の業務に関連する事務的経費については、適正な基準により支出するよう改めた。計算過程等を事後的に検証できるよう関係書類の保管を徹底する。</p> <p>③ 複数の業務に関連する支出については、適正な基準により配分して経理するよう改めた。1件の支払の額を複数の事業に配分する場合、算出根拠などを事後的に検証できるよう徹底する。</p> <p>④ 会計規程を改正し、収支予算書に基づいて事業の執行を行うとともに、補助事業対象経費、受託事業経費、自主事業経費等、明確な区分経理を行うよう改めた。(R2. 12. 1改正)</p>

<p>トとして事業の単位ごとに重要な会計情報を的確に把握できない状態となっている。また、ビューローは県から補助金の交付を受けている事業者であることから、補助事業対象経費、受託事業経費、自主事業経費等を明確に区分して経理を行うべきであるのに、受託事業を行うために発生した経費について、上記のような明確な区分経理を行っていなかった。</p> <p>(正確性、透明性)</p>	
<p>については、当該事業年度の経営成績等について、適切に説明責任を果たすよう、次のような措置を講じる必要があると認められる。</p> <p>① 決算時の決算整理の記録や、事務費の按分方法等について、事後的に検証できるようにするために、書類、資料の適切な作成、保管、管理の体制の整備を図ること。(上記の①～③の事態)</p> <p>② 会計のセグメントとして事業の単位ごとに重要な会計情報を的確に把握できるようにするために、財務諸表の作成に当たり、事業の単位ごとの収益と費用を適切に整理して計上することを徹底すること。(上記の④の事態)</p>	<p>◎ 財務諸表の正確性及び透明性を高めるため、決算整理の過程の記録を残したり、複数の業務に関連する支出については、算出根拠などを事後的に検証できるように努める。</p> <p>◎ 会計規程を改正し、収支予算書に基づいた事業の執行を徹底すること、及び国、県、市町村からの補助金等の事業は、事業ごとに収入と支出を整理すること(区分経理)を定めており、今後は規程に基づく適切な執行に努める。</p> <p>(R2.12.1改正)</p>
<p><b>(3) 監事監査について</b></p> <p>定款において、「監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する」としている。今回監査したところ、前記のとおり、定款に定める手続が執られていなかったり、総勘定元帳及び正味財産増減計算書の間で記載金額が相違したりしているなどの事態が見受けられたが、監事監査の報告書には、これらの点について特段言及がなかった。</p> <p>以上のことから、結果的に、監事監査において、チェック機能が十分に果たされていたとは認められない。(有効性)</p> <p>については、監事によるチェック機能が十分に果たされるよう、監事監査に当たり、時間を増やしたり、必要に応じて補助者を活用したりするなどして、監事監査を充実させる措置を講じる必要があると認められる。</p>	<p>◎ 令和元年度の決算監査では、監事に補助者が加わり実施している。今後も必要に応じて監事監査の充実させる措置を講じるように努める。</p>
<p><b>(4) 県の補助金、負担金等により実施した</b></p>	

**事業について**

① 県に提出された補助金実績報告書に添付されている収支決算書の記載内容と、総勘定元帳の記載内容とを突合したところ、次表のとおり、5件の補助金について、各科目の金額が相違しているものなどが見受けられた。(前記第4の1(7)ア、イ、ウ、エ、カ) (正確性、透明性)

補助金	支出の部及び 収入の部 合計額	支出科目ごとの 記載額
奈良県ビクターズビューロー人件費補助金	一致	相違
商品企画支援事業補助金	一致	相違
奈良県観光情報サイト管理運営事業補助金	一致	相違
奈良県観光インフォメーションセンター運営補助金	相違	相違
オフシーズのスポーツを活用した宿泊推進事業	一致	一致
コンベンション開催誘致支援事業補助	一致	相違
全国広域観光振興支援事業補助金	一致	一致

① 令和元年度は、県に提出する補助金実績報告書に添付する形で、該当事業科目の総勘定元帳の写しを提出しており、各事業科目の金額が実績報告書と相違ないか突合できるようにしている。今後は、収支決算書の記載内容と、総勘定元帳の記載内容が一致するように徹底する。

② 「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン事業負担金の実績報告書の収支決算書の記載内容と、総勘定元帳の各事業の記載内容とを突合したところ、支出の部の事業区分、各事業区分ごとの支出金額が相違していた。(前記第4の1(7)ク(イ)①) (正確性)

② 令和元年度の決算では、県に提出する負担金実績報告書に添付する形で、該当事業科目の総勘定元帳の写しを提出しており、各事業科目の金額が実績報告書と相違ないか突合できるようにしている。なお、令和2年度より事業の実施主体が県に移行している。

③ 奈良県ビクターズビューロー人件費補助金の実績報告書とともに県に提出した書類に記載して報告した、補助金の対象としたとする職員等の氏名、個人別の支給額は、実態と異なっていた。(前記第4の1(7)ア(イ)) (正確性)

③ 令和元年度の決算では、県観光局の担当職員が直接人件費補助対象となる個人別の給与支給額などを確認している。

④ 県の補助事業において、経費の配分の変更(各項目ごとにつき20パーセント以上の変更)が生じていて、適時に知事の変更承認を受ける必要があったのに、適時に変更承認申請書を県に提出せず、知事の変更承認を受けていなかった。(合規性)

④ 令和元年度の決算では、県観光局の担当職員が直接関係書類のチェックをおこない実績を確認した。

また、その後、変更承認申請書を提出し、知事の変更承認を受けていたものについて、収支予算書の記載内容は、実態と異なっていた。(前記第4の1(7)エ(イ)②) (正確性)

⑤ 県の負担金事業において、事業内容の変更が生じていて、適時に知事の変更承認を受ける必要があったのに、適時に変更承認申請書を県に提出せず、知事の変更承認を受けていなかった。(前記第4の1(7)ク(イ)②) (合規性)

⑤ 令和元年度の決算では、県観光局の担当職員が直接関係書類のチェックをおこない実績を確認した。なお、当該負担金事業については、令和2年度より事業の実施主体が県に移行している。

については、補助金等の交付要綱、交付決定及びこれに付された条件等に則って、補助事業等が適切に実施され、また、交付を受ける補助金等の額が適正なものとなるよう、次のような措置を講じる必要があると認められる。

① 補助金等の実績報告書、これに添付する収支決算書等の関係書類の作成に当たり、作成手順を見直したり、チェック体制を整備したりするなどして、実態を反映して、適正に記載することを徹底すること。（上記の①②③の事態）

② 県の補助事業等の実施に当たり、知事の変更承認を受けることの必要性を十分認識した上で、事業の実施に伴い、事業内容の変更や経費配分の変更が生じたときは、適時に変更承認申請書を県に提出して、知事の変更承認を受けることを徹底すること。（上記の④⑤の事態）

◎ 会計規程を改正し、国、県、市町村からの補助金等の事業は、事業ごとに収入と支出を整理する区分経理とした。  
(R2.12.1改正)

◎ 副理事長以下、会計責任者及び経理担当者がチェックする体制を整えて、今後は適切な事務に努める。

◎ 県の補助事業等の交付要綱を踏まえ、副理事長以下のチェック体制により、適切に事務執行に努める。